令和4年2月改訂

県大会関係規律ならびに取り決め事項

1　服装について

(1)　ユニフォームは、あまり派手ではなく学童部にふさわしい、全体において品位を保つものでなければならない。(すそ幅の広いストレートタイプのパンツは着用を禁止する)

(2)　同一チームの選手(監督、コーチも含む)は、同色、同形、同意匠のユニフォーム、アンダーシャツおよび帽子、ストッキングを着用しなければならない。なお、スパイクについては、金具のついたものの使用不可以外特段の定めはない。

(2-1)　統一したユニフォームの着用を原則とするが、単独クラブでチーム編成ができない場合は、各支部の学童部長の承認を得て、それぞれの所属ユニフォームで大会に参加することができる。
なお、前段で承認を得て出場するチームは前もって県学童部長及び大会主管支部に通知すること。

(3)　アンダーシャツの外から見える部分が全員同色で、袖の長さは各人によって異なってもよいが各自の両袖の長さは、ほぼ同一でなければならない。

(4)　選手(登録されている監督、コーチを含む)は、ユニフォームに背番号をつけること。
(算用数字で0番から99番までとする。)
なお、監督は30番、コーチ29番、28番、主将10番とする。

(5)　マークは、日本字またはローマ字とする。

(6)　ユニフォームに個人選手名を入れてもよい。
但し、背番号の上にローマ字で姓のみとし、チーム全員が入れること。
なお左袖には県名のみを入れること。

2　用具について

(1)　バットは、木材で作った木製のバットのほか、木片、竹片、などの接合バットの使用を認める。

(2)　金属バット、ハイコンバットは連盟公認の印であるJSBBのマークのつけてあるものだけ使用を認める。

(3)　木製バットの着色については、生地(木目)が見える程度に塗装をしてあるものでなければならならない。金属、ハイコン製については制限をつけない。

(4)　マスコットバットをグラウンドに持ち込むことは禁止する。(県学童部申し合わせ事項)

(5)　マスク(スロートガード付)は、捕手、審判とも連盟公認のものを使用すること。

(6)　捕手は必ず連盟公認のヘルメット、レガーズ、プロテクターならびにファウルカップを着用すること。

(7)　打者、次打者、走者、ベースコーチは連盟公認のヘルメット(両耳付き)を必ず着用すること。

3　登録について

(1)　登録は、1小学校区(合併による複数校も可)1クラブの小学生とする。
(但し、本項目の適用は、昭和64年1月1日よりとする)[平成25年2月24日見直し改正]

(2)　リトルリーグおよび日本少年野球など、硬球を使用球としている団体に登録している者の登録は認めない。

(3)　日本スポーツ少年団との二重登録は認める。

4　チームの編成について

(1)　チームの編成はA級、B級、C級としA級は6年生以下、B級は5年生以下C級は4年生以下とする。

(2)　各級とも**25名**以内で編成し、同一クラブにおいて各級とも3チームまで認める。なお、1チームの登録最少人数は10名以上とする。

(3)　20歳以上(成人)の責任者をクラブの代表者として届出なければならない。

(4)　大会には、チーム引率責任者(成人とし、代表者または監督が兼ねることができる)を必ずつけることとする。

5　規則(ルール)について

(1) A級・B級は、塁間23メートル、投手板と本塁の距離は16メートルとする。C級は別に定める。

(2)　ホームベースは、**一般用(43.2Cm)**を使用する。

(3)　使用球はJ号とする。

(4)　ベンチは、組合せ番号の若い方を一塁側とする。

(5)　試合中ベンチに入れる者は、登録されている監督、コーチ、選手およびチーム代表者(引率責任者)、スコアラーとする。

(6)　守備練習は、5分間とする。但し、大会進行状況により短縮、中止することがある。

(7)　試合中、監督に限りグラウンドに出て指示などすることができる。

(8) シートノックはユニフォーム着用の指導者が行い、グラウンド内ではユニフォーム着用の指導者に限り、選手の練習相手をすることができる。コーチ一人のブルペン捕手を許可する。(マスクを着用すること)
ただし、試合開始前挨拶までとする。

(9)　抗議のできる者は当該プレーヤー、当該プレーヤーと監督の組合せのみとする。

（出来るかぎり短時間になるように努めること。）
なお、監督（コーチを含む）は抗議、指示、選手交代の通告をのぞいて、むやみにベンチを離れてはならない。

(10) **打順表（登録された選手全員25名を記入したもの）の提出は、第2試合以降は前の3回終了時までに本部に提出して下さい。**

6　フェンスラインについて

(1)　危険防止等のためファウルラインの外側に引く補助ライン（ベンチ前等）の呼名をフェンスラインとする。

(2)　フェンスライン周辺のプレイについては、次のとおりとする。

注1　ラインの内側とは、地面に接した体が完全にライン内にあることをいう。

注2　ラインの外側とは、地面に接した体の一部がたとえ少しでもラインに触れるか、ラインの外に出たことをいう。

注3　いずれの場合においても球（ボール）の位置には関係がない。

注4　ベンチ前のラインおよびダッグアウトの前縁は、フェンスラインと同じ扱いとする。

①　飛球をライン内で捕球すれば、アウトである。

②　飛球をライン外で捕球すれば、ファウルボールである。

③　飛球をライン内で捕球し、その後ラインに触れるかライン外に出た場合は、打者をアウトにし走者には1個の塁を与える。

④　投球がラインの外に出れば、走者に1個の塁を与える。

⑤　送球がラインの外に出れば、走者に2個の塁を与える。

⑥　フェアの打球がラインの外に出れば、エンタイトルツーベースとする。

7　審判員の派遣について

(1)　全ての学童部県大会に各支部より審判員1名を派遣する。

注1　派遣は大会第１日目のみとする。但し、第１日目が雨天等で中止順延された場合は順延日程の第1日目とする。

注2　派遣審判員の費用(交通費、宿泊費)は派遣支部負担とする。

注3　派遣審判員の服装は、上は半袖襟付きポロシャツで色はネイビーブルー(濃紺色)とし、下はグレーの審判ズボンとする。なお、アンダーシャツを着用する場合は黒色または濃紺系色とする。
[天候等により、紺および黒色のウインドブレーカーを着用するものとする。]

8　この規律ならびに取り決め事項に記載されていない事項については、全日本軟式野球連盟・競技者必携(最新版)諸規定および和歌山県軟式野球連盟学童部・審判部確認事項、指導事項ならびにA級・B級・C級特別規則に従う。

附　則　　（野球規則）

この規律並びに取り決め事項は、昭和59年6月1日より効力を発する。

昭和62年3月21日一部改正を実施する。
平成3年3月1日一部改正を実施する。
平成6年3月1日一部改正を実施する。
平成9年3月1日一部改正を実施する。
平成19年2月25日一部改正を実施する。
平成21年2月22日一部改正を実施する。
平成25年2月24日一部改正を実施する。
平成28年2月20日一部改正を実施する。
平成28年7月9日一部改正を実施する。
平成29年3月1 日一部改正を実施する。
平成31年2月16日　一部改正を実施する。
令和2年2月15日　一部改正を実施する。
令和5年3月26日　一部改正を実施する。
令和4年2月27日　一部改正を実施する。